

○電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）

改正案

## 新旧対照表

(傍線部分が変更箇所)

		(権限の委任)	現行
		第五十一条の十五 「略」	
〔一～五の四 略〕	〔略〕	六 無線従事者の免許に関する事項  合格した法第四十一条第二項第一号の国家試験（その免許に係るものに限る。）の受験地（法附則第五項又は第六項の規定により無線従事者の免許を受けたものとみなされた者であつて、昭和三十年六月一日に免許の更新を受けたものの当該免許については、同日における本籍地。）、修了した法第四十一条第二項第二号の養成課程の主たる実施の場所（その場所が外国の場合にあつては、当該養成課程を実施した者の主たる事務所の所在地。七の項において同じ。）、同条第二項第三号の無線通信に関する科目を修めて卒業した同号の学校（当該科目を修めて修了した同号の学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による専門職大学の前期課程に限る。）を含む。）の所在地又は修了した従事者規則第三十三条に規定する認定講習課程の主たる実施の場所。ただし、申請者の住所とすることを妨げない。	2 前項の所轄総合通信局長は、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる場所を管轄する総合通信局長とする。
〔七～十五 略〕	〔略〕	六 無線従事者の免許に関する事項  合格した法第四十一条第二項第一号の国家試験（その免許に係るものに限る。）の受験地（法附則第五項又は第六項の規定により無線従事者の免許を受けたものとみなされた者であつて、昭和三十年六月一日に免許の更新を受けたものの当該免許については、同日における本籍地。）、修了した法第四十一条第二項第二号の養成課程の主たる実施の場所（その場所が外国の場合にあつては、当該養成課程を実施した者の主たる事務所の所在地。七の項において同じ。）、同条第二項第三号の無線通信に関する科目を修めて卒業した同号の学校（当該科目を修めて修了した同号の学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による専門職大学の前期課程に限る。）を含む。）の所在地又は修了した従事者規則第三十三条に規定する認定講習課程の主たる実施の場所。ただし、申請者の住所とすることを妨げない。	2 前項の所轄総合通信局長は、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる場所を管轄する総合通信局長とする。
〔3～5 同上〕	〔七～十五 同上〕	六 無線従事者の免許に関する事項  合格した法第四十一条第二項第一号の国家試験（その免許に係るものに限る。）の受験地（法附則第五項又は第六項の規定により無線従事者の免許を受けたものとみなされた者であつて、昭和三十年六月一日に免許の更新を受けたものの当該免許については、同日における本籍地。）、修了した法第四十一条第二項第二号の養成課程の主たる実施の場所（その場所が外国の場合にあつては、当該養成課程を実施した者の主たる事務所の所在地。七の項において同じ。）、同条第二項第三号の無線通信に関する科目を修めて卒業した同号の学校の所在地又は修了した従事者規則第三十三条に規定する認定講習課程の主たる実施の場所。ただし、申請者の住所とすることを妨げない。	2 前項の所轄総合通信局長は、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる場所を管轄する総合通信局長とする。

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

○無線従事者規則（平成二年郵政省令第十八号）

改正案

## 新旧対照表

(傍線部分が変更箇所)

## (認定学校等の卒業者に対する免除)

第七条 総務大臣の認定を受けた学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校その他の教育施設（以下「学校等」という。）を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）が当該学校等を卒業した日（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した日）から三年以内（総務大臣が天災その他非常事態により試験が行わぬかったことその他特別の事情にあっては、修了した日）から三年以内（総務大臣が天災その他非常事態により試験が行わぬかったことその他特別の事情にあっては、修了した日）から三年を経過した後において最初に行われる試験の実施日まで）に実施される国家試験を受ける場合は、総務大臣が別に告示するところにより、申請によつて、無線工学の基礎、電気通信術及び英語の試験のうちその一部又は全部を免除する。

## (試験の申請)

第十条 国家試験（指定試験機関がその試験事務を行うものを除く。）を受けようとする者は、別表第四号様式の申請書を総務大臣又は総合通信局長に提出しなければならない。この場合において、第七条の規定による試験の免除を申請する者は、初めて当該免除申請をする際に卒業証明書（学校教育法による専門職大学の前期課程を修了した者にあっては、修了証明書）及び科目履修証明書を、第八条第二項の規定による試験の免除を申請する者は別表第五号様式の経歴証明書をそれぞれ添付しなければならない。

2 「略」

## (認定の基準)

第二十一条 「略」

2 長期型養成課程の認定の基準は、前項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

## (認定学校等の卒業者に対する免除)

第七条 総務大臣の認定を受けた学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校その他の教育施設（以下「学校等」という。）を卒業した者が当該学校等卒業の日から三年以内（総務大臣が天災その他非常事態により試験が行わぬかったことその他特別の事情を考慮して別に告示して指定する者については、当該学校等卒業の日から三年を経過した後において最初に行われる試験の実施日まで）に実施される国家試験を受ける場合は、総務大臣が別に告示するところにより、申請によつて、無線工学の基礎、電気通信術及び英語の試験のうちその一部又は全部を免除する。

## (試験の申請)

第十条 国家試験（指定試験機関がその試験事務を行うものを除く。）を受けようとする者は、別表第四号様式の申請書を総務大臣又は総合通信局長に提出しなければならない。この場合において、第七条の規定による試験の免除を申請する者は、初めて当該免除申請をする際に卒業証明書及び科目履修証明書を、第八条第二項の規定による試験の免除を申請する者は別表第五号様式の経歴証明書をそれぞれ添付しなければならない。

2 「同上」

## (認定の基準)

第二十一条 「同上」

2 「一～六 同上」

七 学校等が定める方法により養成課程の授業科目の内容を習得したことの確認を行い、その授業科目の内容を習得したと認める者に限り、当該養成課程の修了証明書又はこれに代えて科目履修証明書及び卒業証明書（学校教育法による専門職大学の前期課程を修了した者にあっては、修了証明書）若しくは総合通信局長が適当と認めるその他の証明書（以下「修了証明書等」という。）を発行するものであること。

3 八 「略」

## (免許の要件等)

第三十条 法第四十一項第三号の総務省令で定める資格及び無線通信に関する科目は、次

第三十条 「同上」

## (免許の要件等)

現行

第三十条 法第四十一項第三号の総務省令で定める資格及び無線通信に関する科目は、次

第三十条 「同上」

の表の上欄に掲げる学校の区分に応じ、それぞれ中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

学 校	免許の対象資	無 線 通 信 に 関 す る 科 目	科 目 名	科 目 の 内 容
短期大学（学 校教育法によ る専門職大学 の前期課程を 含む。）又は 高等専門学校	「略」	「略」	格	免許の対象資
「略」	「略」	「略」	「略」	「略」
「略」	「略」	「略」	「略」	「略」

(免許の申請)

第四十六条 免許を受けようとする者は、別表第十一号様式の申請書に次に掲げる書類を添えて、総務大臣又は総合通信局長に提出しなければならない。ただし、無線従事者の免許を受けた者が、当該免許を取り消された後に再免許の申請を行うときは、第一号（その後氏名に変更を生じた場合を除く。）及び第四号から第六号までの書類の添付を要しない。

〔一～四 略〕

五 法第四十一条第二項第三号に該当することを証する科目履修証明書、履修内容証明書及び卒業証明書（学校教育法による専門職大学の前期課程を修了した者にあっては、修了証明書）（いずれの証明書も同号に該当する者が免許を受けようとする場合に限るものとし、履修内容証明書にあっては、第三十一条第一項の確認を受けていない学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）が免許を受けようとする場合に限る。）

2 「六・七 略」

学 校	免許の対象資	無 線 通 信 に 関 す る 科 目	科 目 名	科 目 の 内 容
短期大学又は 高等専門学校	「同上」	「同上」	格	免許の対象資
「同上」	「同上」	「同上」	「同上」	「同上」
「同上」	「同上」	「同上」	「同上」	「同上」

(免許の申請)

第四十六条 「同上」

〔一～四 同上〕

五 法第四十一条第二項第三号に該当することを証する科目履修証明書、履修内容証明書及び卒業証明書（いずれの証明書も同号に該当する者が免許を受けようとする場合に限るものとし、履修内容証明書にあっては、第三十一条第一項の確認を受けていない学校を卒業した者が免許を受けようとする場合に限る。）

2 「六・七 同上」



この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

○測定器等の較正に関する規則（平成九年郵政省令第七十四号） 新旧対照表

改正案

現行

(傍線部分が変更箇所)

<p>(較正員の要件)</p> <p>第十一條 法第一百二条の十八第九項の総務省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条による大学又は高等専門学校において無線通信工学に関する科目を修めて卒業した者（当該科目を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）</p> <p>〔二・三 略〕</p>	<p>(較正員の要件)</p> <p>第十一條 法第一百二条の十八第九項の総務省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条による大学又は高等専門学校において無線通信工学に関する科目を修めて卒業した者</p> <p>〔二・三 同上〕</p>
--	--

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。